

## ○真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金交付要綱

### (総則)

第1条 真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金（以下「補助金」という。）の交付については、真狩村補助金等交付規則（昭和55年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、新たに真狩村内に民間賃貸共同住宅等（以下「賃貸住宅」という。）を建設する者に対して、建設費用の一部を予算の範囲内で補助し、民間資金を活用した賃貸住宅の建設を促進することにより、村民の住宅環境の向上及び移住・定住の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、賃貸住宅とは、賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する長屋、共同住宅又は店舗併用共同住宅のような複合住宅（寄宿舎及び下宿を除くものとする。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

ア 建設する1棟につき2以上の戸数を有し、3以上の居住室の住戸形式で構成されるもの。

イ 各戸に玄関、便所、浴室、台所及び物置（屋外物置を含む。）が設置されていること。

ウ 床面積（廊下、階段、エレベータ等の共用部分及び屋外物置の床面積を除く。）は、50平方メートル以上とする。

エ 1戸あたり車1台以上の駐車スペースが確保されていること。

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合するものであること。

カ 新築又は建て替えであること。

キ 組立式仮設建築物のような簡易なものでないこと。

ク 排水については、公共下水道又は合併処理浄化槽に接続していること。

ケ 各戸について一般に募集を行い、当該応募者と借地借家法（平成3年法律第90号）に規定する定期建物賃貸借の締結により入居者を決定するものであること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金公募型プロポーザル選定委員会により優秀提案者として選定された者（以下「交付対象者」という。）とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の規定により選定された住宅の建設費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で1戸当たり300万円を限度とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 交付対象者は、村長に補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 村長は、前条の規定により申請書を受領し、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

2 村長は、補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（申請の変更等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定を受けた内容を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ村長に補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定により変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を通知しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、補助の対象となる工事が完了し、第14条に規定する検査が終了した後に交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第11条 村長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な方法により補助金の承認を受けたとき。

（補助金の返還）

第 12 条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、支払期限を定めて当該補助事業者に戻還を命じるものとする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 補助事業者が死亡したとき。
- (2) その他村長が特に認める場合。

(工事の着手及び完成の届出)

第 13 条 補助事業者は、当該住宅工事に着手したときは工事着手届(様式第 4 号)を、その工事が完成したときは工事完成届(様式第 5 号)を速やかに村長に提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 村長は、前条の規定による工事完成届を受理したときは、村長が指名した職員(以下「検査職員」という。)をもって、速やかに検査をさせるものとする。

(実績報告等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、真狩村民間賃貸共同住宅等建設補助金実績報告書(様式第 6 号)を速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金交付の際に付す条件)

第 16 条 補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。ただし、対象事業に係る補助金の全額に相当する額を村に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して 10 年を経過した場合はこの限りではない。

- 2 村長が、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を村に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第 17 条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から適用する。